

最高裁秘書第3044号

令和元年6月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月9日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2512号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年3月26日付け行政局第一課長事務連絡（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー10)

平成27年3月26日

東京地方裁判所事務局長 殿

大阪地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局行政局第一課長 品 田 幸 男

事務連絡

労働関係民事通常訴訟事件及び労働審判事件については、本日付け当職書簡（以下「第一課長書簡」という。）により、報告対象事件等を定めてお知らせしたところですが、当分の間、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁においては、その報告の際、第一課長書簡の別紙様式第1及び第2に代えて別紙様式第1及び第2を用いて、第一課長書簡の別紙「報告シート作成要領」に基づき所要の事項を入力するほか、別紙「報告シート（追加情報等）記入要領」に基づき所要の事項を入力していただきますよう、お取り計らいください。

(別紙)

報告シート（追加情報等）記入要領

1 「追加情報」（別紙様式第1及び第2）

(1) 「労働契約法18条に関するもの」

労働契約法18条に基づく請求（訴え又は申立ての類型が給付、確認等のいずれであるかを問わない。）につき、「1」と半角で入力する。

(2) 「労働契約法20条に関するもの」

労働契約法20条に基づく請求（訴え又は申立ての類型が給付、確認等のいずれであるかを問わない。）につき、「1」と半角で入力する。

(3) 「派遣労働者から派遣先に対する地位確認」及び「派遣労働者から派遣元に対する地位確認」

派遣労働者が、派遣先又は派遣元に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるものにつき、該当欄に「1」と半角で入力する。

2 「特記事項」（別紙様式第1及び第2）

追加情報に関して特に記載すべき情報がある場合に入力する。入力に当たって欄の枠を適宜広げても差し支えない。

3 「価額」（別紙様式第2）

労働審判手続の申立ての時における手数料の額の算出の基礎とされた労働審判を求める事項の価額について、プルダウンメニューから、「60万円以下」、「60万円超～140万円以下」、「140万円超～200万円以下」、「200万円超～300万円以下」、「300万円超～400万円以下」、「400万円超～500万円以下」、「500万円超～1000万円以下」又は「1000万円超」のいずれかを選択して入力する。

受理報告シート【労働関係民事通常訴訟事件用 東京・大阪地方裁判所】

* 事件の種類は、訴訟物に基づき、該当するもの全てを選択する

(府名)●●●地方裁判所

★ 報告件数が、裁判統計報告における民事・行政月報(1050表)の「(金銭を目的とする訴えのうち)労働に関する訴え」及び「労働に関する訴え(金銭を目的とする訴えを除く)」の新受件数の合計と、一致していることを確認する。

受理報告シート【労働審判事件用 東京・大阪地方裁判所】

※ 事件の種類は、訴訟物に基づき、該当するもの全てを選択する

★ 報告件数が、裁判統計報告における民事・行政月報(1040表)の労働審判の新受件数と、一致していることを確認する。

(府名)●●●地方裁判所